

静岡県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第15号

静岡県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

静岡県社会福祉審議会条例（平成12年静岡県条例第10号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| (調査審議事項等の特例) 第5条 (略) 2 審議会は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <u>第77条第4項</u> の規定に基づき、同項各号に掲げる事務を処理する。 3 (略) | (調査審議事項等の特例) 第5条 (略) 2 審議会は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <u>第72条第4項</u> の規定に基づき、同項各号に掲げる事務を処理する。 3 (略) |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。